

配合飼料価格制度のあり方に関する検討会（第5回） 議事要旨

- 1 開催日時：令和6年6月26日（水）14：00～16：00
- 2 場所：農林水産省畜産局第1会議室
- 3 出席者：（一社）全国配合飼料供給安定基金、（一社）全国畜産配合飼料価格安定基金、（一社）全日本配合飼料価格畜産安定基金、全国農業協同組合連合会、全国酪農業協同組合連合会、日本養鶏農業協同組合連合会、全国畜産農業協同組合連合会、全国開拓農業協同組合連合会、（協同）日本飼料工業会、（公社）配合飼料供給安定機構、農林水産省畜産局（事務局）（順不同）

4 議事及びその要旨

（1）事務局説明（事務局案について）

（事務局）前回の検討会において、「集中的に検討を進める論点」及び「当面の異常補填のあり方」について、事務局から案とスケジュールを提示するようご要望があった。そのご要望を受けて検討した事務局案を資料1に基づき説明する。

異常基金の財源措置について、現行では、国が措置した額と同額を3基金で積み立て、各基金は同一単価で補填金を交付しているが、事務局案は現行の算式により算出される補填の限度額の範囲内で各基金が異常補填の単価を決定し、負担割合1：1で民間が支出する補填額と同額を国が支出するように運用を改善するもの。また、現行では各基金が横並びで同額の異常補填単価を決定しており、借入れによる財源確保についても同じようにする運用を行っているが、事務局案は現行の算式により算出される補填の限度額の範囲内で異常補填の補填単価を各基金が個別に決定し、それに伴って必要となる財源の借入れの要否についても、各基金が個別に判断し、決定できるように運用を改善するもの。なお、一部の基金からは異常補填の発動基準の緩和等のご提案をいただいているが、当面の異常補填のあり方としては、補填の算定に係る算式や115%超としている異常補填の発動水準を変更することは想定していない。この検討会において、このような事務局案の内容・方向性で進めることに合意した場合には、具体的な内容について関係部局と調整を進め、調整を終えた後に補助金交付等要綱などの関係規定を改正することとしたいと考えている。

続いて通常基金については、現行でも各基金の判断により、補填単価や上限・最小補填単価の設定及び借入れによる財源確保について判断することは可能。このことを踏まえ、事務局案としては、各基金が補填単価の決定や上限・最小補填単価の設定、借入れによる財源確保を行うことについて、個別に決定できることを明確化するもの。また、通常基金の財源の保有水準については、各基金が原則、1年分の財源を積み立てることとしているが、事務局案としては、これを過度な水準にならない範囲内で、各基金が積立できるように運用するもの。具体的な積立水準については、次期業務計画期間における補填の発動状況を踏まえて調整することを考えている。

通常補填の補填単価の早期判明について、現行の補填単価の判明のスケジュールは、第1四半期（4-6月期）の場合、輸入原料価格は貿易統計に基づく3-5月の輸入（通関）価格、原料使用量は飼料月報に基づく4-6月の使用量を用いて平均輸入原料価格を算出しており、当該四半期最終月の翌月（第1四半期の場合は7月中旬）に補填単価が算定されることとなっている。なお、右側の参考のとおり、補填単価の算出に用いるデータについては、平成25年度までは異常補填は現行と同じ考え方で貿易統計と飼料月報のデータを用いる輸入原料価格で算定していた一方、通常補填は配合飼料価格の改定額を用いていたものを、平成26年度からは、通常補填・異常補填ともに貿易統計と飼料月報のデータを用いる輸入原料価格による算式に統一するように見直した経緯があり、現在は公正・客観な指標になっているものと考えている。

事務局案としては、このような現状を踏まえ、通常補填単価の早期判明については、

- （1）補填単価算定に用いるデータの公正性・客観性・透明性が確保されること

(2) 原料穀物の流通・使用の実態に即していること

(3) 3基金共通の考え方により算出された限度額の範囲内で各基金が決定することを満たし、かつ現行よりも早期に活用可能な指標について、本年秋までに各基金において検討した上で提案いただきたいと考えている。

こうした運用改善の方向性についてご賛同を得られれば、これに沿って本検討会としての中間とりまとめを行うとともに、令和7年度からの新たな業務計画期間を見据えて、詳細を調整していきたいと考えている。

(2) 意見交換（事務局案について）

（全日本配合飼料価格畜産安定基金【全日基】）異常基金の問題について、前回の検討会で令和13年までは借金の返済が大変なので、来年度の基本契約に向けて特例措置を速やかに検討していただきたいと発言したが、事務局案はお願いした内容と噛み合っていない。3基金とも厳しい状況は同じであり、反対する立場には無いと思うし、この問題は全日基の総会でも議論されており、会員も関心を持っている。については、特例措置を検討していただけるよう重ねてお願いする。質問だが、事務局案は、民間の補填に対して国が同額を補助する形であり、もはや民間分は異常基金に積む必要がないのではないかと。令和5年度に実施した緊急補填と同一のスキームであり、異常基金の性格が国の補助金の受け皿のみになるという認識か。

（事務局）第4回検討会において全日基から要望のあった特例措置とは、暫定的に民間の負担に関係なく国費を満額出してほしいとの要望だったと認識している。異常補填について、国：メーカー＝1：1の負担割合を変えることは、国と民間の役割分担をどうするのかといった、制度の根幹に関わる議論になり、短期的に結論を得ることは難しいと考えており、検討会においては継続的に検討する論点と位置付けている。その観点から、現時点でそうした措置をすることは難しい。異常基金についてメーカーの負担に応じて国が同額を補助する運用への改善を考えており、そういう意味であればご認識のとおり。

（全日本配合飼料価格畜産安定基金）3点申し上げたい。1点目、現行でも、生産者には通常基金を通じて異常補填を交付しており、（公社）配合飼料供給安定機構（以下「安定機構」）に設けている異常基金にお金を出し入れすることに合理性がない。どうしても安定機構でなければいけないのなら、安定機構から生産者に直接、補填金を交付したら良いのではないかと。2点目、本制度は2階建て方式であり、通常基金と異常基金がセットになっているが、通常基金の補填単価を各基金が上限の範囲内で個別に決められることができるとなると、算定に係るパラメーターを全日基が独自に設定した場合、今の2階建て方式が意味のないものになる可能性がある。例えば、全日基が通常補填の限度を現状の115%から108%にした場合、国が定める115%との間に隙間ができることになる。財政破綻を起こさないように、我々は異常補填の範囲として130%を提案しているが、その検討もすることになる。

3点目、事務局案では、飼料メーカーや系統団体が借金をしてまで積み立てないと、国費が全額支給されない。この考え方は、お金持ちの事業者は国費をたくさん貰えるが、商系メーカーのような貧乏な事業者には税金が投入されない可能性がある。裏負担をしないと補填金を貰えないのは当たり前というのが役所の考え方かもしれないが、これは公平ではない。また、税金が投入される本制度が飼料販売の営業戦略の道具として使用される懸念があり、それに対する配慮がないばかりか、むしろそのことを助長している。

（事務局）異常補填の民間財源を安定機構に置くか否かについては、資料1の※1のとおりこれから調整が必要だと考える。ご指摘の「公平」の意味するところが明らかではないが、民間の負担額に関係なく国が常に満額補填を行うことは、借入れしてでも満額補填を出したい基金とそうでない基金の間にむしろ不公平を生むのではないかと。本制度においては国が異常基金に措置した額と同額を民間が積み立てることとされているが、その積立金は基金ごとではなく一括管理されているため、積み立てることが不可能な場合に借入れにより財源を措置することや、補填単価を同額とすること等、実態として全基金が同一の対応とせざるを得

ないと認識している。補填財源が十分でない場合の補填のあり方については、検討会においても基金ごとに異なる考え方が示されている中、「財源枯渇時に借り入れるのではなく、財源の範囲内で補填を行うこととしたい。」との全日基のご意向を踏まえ、提案しているもの。飼料販売の道具になるのではないかというご指摘は、現在でも畜種ごと、メーカーごとに飼料価格は一律一様ではない中で、補填単価についても必ずしも一律である必要はないのではないか。

(全国農業協同組合連合会) 異常基金について、国の積立金だけで補填することは否定しないが、民間も積んだ方が財源を多く確保できるため、民間も積んで補填した方が良いと考えている。最近では目先の財源枯渇に合わせて積み立てる形になっていたが、本来は将来的に必要なお金を積めるときに積んでいくのが制度の趣旨。飼料メーカーは経営上、いつでもいくらでも積めるわけではないので、国に先駆けて民間が先に積むことを認めていただきたい。積立の上限額を決めるとか、積立を判断できるようなルールが必要だとは思いますが、本来の趣旨に立ち返って考えていただきたい。通常基金について、保有水準を現行の1年から増やせるような制度にしていただきたい。保有水準を超えてなお不足すれば、少額を借り入れて満額補填をしたいと考えているが、借入れをしないに越したことはない。あと少し借りれば満額補填ができる局面であれば、借りないという選択肢はないが、まずは連続した高額補填に耐える財源を確保した上で、借りなければならぬのであれば借りるというスタンス。

(事務局) 要望として承るが、異常基金・通常基金の積立については、損金算入という税制の特例の指定を受けており、審査に当たっては、事業の担当省庁から税制当局に説明することとなっている。先に大規模に積んでしまうと、それが本当に必要な保有水準なのか審査が困難になることが予想されるため、説明できる範囲で各基金の要望に沿うよう調整していきたいと考えている。

(全国畜産配合飼料価格安定基金【畜産基金】) 保有水準について、今年度中にこの範囲でならいいという判断をいただけるのか。

(事務局) 次期業務計画期間にどのくらい補填が発動しそうか状況を見ながら積立金水準や保有水準を検討して税制当局に説明することになるが、その審査は来年になるため、今年度中には決められない。

(全国畜産配合飼料価格安定基金) 現行でも算定式で導いた額を補填上限額として、補填上限額未満で各基金が交付できる規定がある中で、「個別にできることを明確化」というのはどういうことか。他基金は関係なく、自身で判断するということか。同一でなくて良いから自分たちで決めるということか。今日までは全基金の補填額が1万円だったところ、今後は各基金1万円でも9千円でもいいということを明確化するということか。

(事務局) 他基金がどうこうというより、これまではそういう運用がされてこなかったと認識している。現行でもできることを改めて再認識するということ。

(全日本配合飼料価格畜産安定基金) 通常基金については補填単価を個別の基金で判断して良いとのことだが、これは現行ルールであり、事務局案の明確化は見直しでも何でもない。では、なぜ基金ごとに実効ベースの補填単価を他基金と違って補填しないかという点、基金間で格差が出ると現場が混乱するからである。それを避けるために、あえて借金してまで同じ補填単価に揃えてきた。もう1つは、公的資金が投入されている制度が飼料営業の道具に使われると問題だからである。それを避けるために歯を食いしばって、なるべく算定された補填上限額を捻出し、統一単価で頑張ってきたことを理解いただきたい。現場の利害に関わることは原則統一的な運用するべきであり、制度の基本だと考える。補填単価は直接農家の利害に関わることであり、隣同士で喧嘩になるため、現場を配慮していただく必要がある。

運用を勝手にやるのではなく、3基金の基本となる共通ルール（例えば、通常・異常の建付け、補填の上限・下限、保有水準など）をここで真摯に議論するのではないのか。共通ルールはそっちのけで、現行ルールの範囲内で個別にやっつけていいというマニフェストだけを取ろうというのはいかかなものか。現行ルールをそのままにして個別対応に逃げ込もうというのはいけません。

（事務局）補填金に差が生じることについては、全日基から第2回検討会において「負担が上がれば配合飼料価格に反映せざるを得ない」という明確な発言があったことを踏まえれば、補填の財源負担が減ることは将来的に生産者が負う負担も減ることになる。こうしたことを生産者に説明し、選択を促すことは十分可能ではないかと考える。検討会では様々な意見があり、各基金で意見が大きく異なっている。どちらが正しい、誤っているというものではない。第3回検討会において、畜産基金から「合意に向けた意識で、お互い寄せられる部分は寄せていただくよう取り組むべき」というご発言があった。事務局としてこの発言を重く受け止めて各基金の意見を踏まえた上で、どのような運用改善が可能か検討してきた結果が今回の事務局案であることをご理解いただきたい。同一のルールの下で各基金が対応していただくことはこれからも変わらない。

（全国畜産配合飼料価格安定基金）中間とりまとめとしては、現行のルールに書いてあることを、さらに個別に判断するよう指導するということになるのか。

（事務局）「行政指導」というと瑕疵があるように受け止められかねない。これまで各基金が個別に決定できたことではあるが、実態としては同一の対応になっていた。個別に決定できることを中間とりまとめにしっかり書くこととしたい。

（全国畜産配合飼料価格安定基金）第3回検討会において「寄せられるところは寄せていきましょう」と発言したが、そのスタンスは変わらない。具体的な議論を行うべき。例えば、通常補填の最小補填単価を250円/トンから上げたいが、各基金どのくらいまで上げられるのかといった話が一切できていないのに、中間とりまとめの内容を示されても全然話が進んでいない。また、保有水準について、前業務計画期間終了時には積立金2年分の財源があったが、補填が発動してあつという間になくなったと認識しており、少なくとも2年分は積めるようにした上で、何年分にするのか議論をしなくては中間とりまとめにならないと考える。

（事務局）この検討会では第1回以降、生産者団体等のヒアリングも行いながら、この制度の諸課題について精力的にご議論いただいていた。その上で、集中的に議論するとした論点については、中間とりまとめで方向性を示した上で、令和7年度からの次期業務計画期間の開始に向けて、具体的な内容、詳細を関係部局と調整し、必要なところは改正していく考え。

（全日本配合飼料価格畜産安定基金）確かに以前の検討会において、「負担が上がれば飼料価格を上げざるを得ない」と発言したが、積立金というコストを賄うためには収入や利益から出さざるを得ないのであって、それに対して補填金を商売に使っているように言うのは誤解。「補填金をたくさん出すからうちの飼料を使ってくれ」というのが商売に使っているということ。我々は、「このままでは価格に転嫁せざるを得ない」ということを言っている。そういう誤解の基各基金で決めていいなどというのはほとんどないこと。また、第2回検討会においてすべての生産者団体が「借金をしないで済むような制度にしてくれ」と要望したが、そうした中で「借金することを明確化する」とはどういうことか。生産者団体の要望を逆撫でしているのと同じ。国は生産現場でどのように説明されるつもりか。全農は借金する時はするというのが従来からの方針だが、国の提案はそれに沿った内容だと感じる。畜産基金や全日基がお願いしてきた借金しないための制度改革には耳を傾けていない。

（事務局）第2回検討会の全日基のご発言を引用したが、コストを価格に反映するというの

は一般的な経済原理であり、そのことを否定したつもりはない。借金をすることを明確化するという意図はなく、他の基金が借金するから、自らの基金も借金しなければならない制度ではないということを明確にしたいということ。

（全日本配合飼料価格畜産安定基金）保有水準を決めることについて、積立金1年分が心許ないのは事実であり、実際2年分程度の積立実績もあったことから、その辺りをベースに、議論をお願いしたい。それよりも、業務計画期間中において損金単価の範囲内であれば、基金が積む単価を個別に変更できるようにしてほしい。補填金が基金の判断で決定できるのなら積立金も自由にできるのは当然の話。

（事務局）税制特例の指定に当たっての説明は、事業の担当省庁が説明しているもの。3基金の間で負担する財源の事情により積立金単価が異なることは説明の余地があると思われるが、税制特例を維持するのであれば、財源の保有水準の妥当性を当省が説明できる必要があるため、説明を担う当省に相談や調整をすることなく、基金が自由に積立金単価を設定することは難しい。

（全日本配合飼料価格畜産安定基金）基金ごとに積立金単価が異なる状況が令和7年度からスタートするという理解でよいか。

（事務局）保有水準や積立金単価をどうするかは、その業務計画期間内における補填見込みを踏まえる必要がある。3基金で補填のルールが変わらず、基金別の補填の見込みが変わらないのであれば、積立金単価が異なることの説明がつかない。

（全国畜産配合飼料価格安定基金）補填上限が1万円の基金と、8千円の基金があった場合、財源の差が出てくるわけだが、その後の積立金の単価を基金ごとに自由に変えて良いということか。あるいは、補填単価は自由に決めて、積立金は各基金同じということになるのか。その積立金単価以下であれば好きに決めて良いのか。

（事務局）積立金単価を自由に決めて良いという話はしていない。他方、その時の積立金単価では財源が不足する見通しならば、我々にご相談いただければ、積立金単価を引き上げることを検討することになる。

（全国畜産配合飼料価格安定基金）その積立金単価以下であれば好きに決めて良いのか。

（事務局）積立金単価を引き下げの場合も、当省に相談や調整はしていただくことになると考えている。当省が縛っているわけではなく、当省は税制特例の指定を受けられるように支援する立場であり、指定を受けられるように、説明を尽くしたいと考えている。

（全国畜産配合飼料価格安定基金）補填単価は自分たちの単価で決めていいとなると、残った財源水準はバラバラになり、次年度に必要となる積立金は違ってくる。それをできるように調整するのか。

（事務局）然り。事務局案で進めることになれば、今後そのように協議・調整したいと考えている。なお、色々なパターンが想定されると思うが、どう認められるかは今後、協議・調整していくことになる。夏までに取りまとめたいのは、あくまで方向性であり、今の時点で積立金単価や保有水準を決めるという話ではない。

（全日本配合飼料価格畜産安定基金）国が税制当局に申請するに当たっての考え方を整理して示して欲しい。借金を抱えて大変なところは積立金を上げてもいい、余裕があるところは低い単価にしてもいいといった形になるのだろうが、その際の単価の目安というか、コンセ

プトを明らかにしてほしい。

(事務局) 積立金単価の水準は、次期業務計画期間における補填の発動見込みを踏まえて協議・調整していくものと考えている。

(全国農業協同組合連合会) 補填の限度額は3基金共通にした上で、その限度額の中でそれぞれ上限だったり、下限だったりを決めたら良いということか。多少の違いはあれ、基本的には3基金の対応が揃えてある方が生産者にとっては良い。どこまで揃えられるかはそれぞれ議論してもよいと思う。通常基金は財源をしっかりと積んだ上で返せる範囲で借金する、異常補填は積めるときに積ませてもらうことについても摺り合わせたい。通常補填の下限の250円/トンも、全農は現状維持を望むとスタンス表に書いているが、合理的な議論があれば見直しても良いと考えている。秋までには、「私たちはこうします」といった方針を現場に伝えていきたい。あまり事細かに他の基金との違いを言うと、基金を営業に使われるというご指摘もあるので、それぞれの基金から我々はこうするという説明がなされれば良い。

(事務局) 補填の上限単価の設定や下限単価をどうするかは、基金に選択の幅を持たせるという事務局案に同意していただければ、中間とりまとめ後に個別事項の運用面として、具体的にどうするか調整していけると思っている。

(全日本配合飼料価格畜産安定基金) それは順序が違う。共通ルールをどこまで歩み寄れるか議論することが必要であり、それが検討会の目的。共通ルールも決めずに独自でやっていたというのは議論の放棄に他ならない。

(事務局) 事務局案こそが大きな統一的ルール。事務局案は各基金の裁量を確認した上で、借入れをしたくないといった皆様の意見を最大限踏まえたもの。この大きなルールの中で裁量を高めつつ、各論点を議論していくことはできると思う。

(全国畜産配合飼料価格安定基金) 保有水準については、積立金2年分が正しいかどうかはわからない。それでも足りないという話もある。全農案は無限の積立を行うように解釈できるものであり、賛同できないが、落としどころを議論したい。

(全日本配合飼料価格畜産安定基金) ここで議論すべきは、論点として整理されたことについて、どこまで歩み寄れるか、統一できるかということ。全農も歩み寄れるはず。国の言う基金ごとの個別運用では現場や農家が混乱する。個別運用で良いなどということは農家も基金関係者も思っていない。

(事務局) 「令和7年度からの新しい業務計画期間に向けて早く事務局案を欲しい」という声に応じて、投げかけをさせていただいた。色々な生産者団体、親団体、基金団体の意見を全て汲み入れることはできないが、「これ以上の借入れが厳しい」という団体、「できるだけ積みみたい、補填額を満額出したい」という団体の意見を踏まえて作ったつもり。現場の混乱がどういう混乱を指すのかわからない部分はあるが、令和7年度からの基本契約に向けて、この段階で出したもの。

(日本飼料工業会) 借金は令和13年度までであり、次期業務計画期間である令和7～10年度の間には異常補填が発動すると、借金をしないで民間のお金を出すのは実質不可能。事務局案では結局借金しないと異常補填は貰えない。なぜ借金が良くないのかというと、メーカーが間に入って積立を行うから、補填を貰って辞める人と借金を返す人がずれることになるからである。生産者が直接積み立てる仕組みであればこうはならない。生産者団体が口を揃えて言っているのは、「頑張って残っている生産者が、自分が貰っていない補填の借金を返すことになるのはおかしい。」ということ。貰った人と返す人がずれる不公平問題をどうにかしてほ

しい。本日示された案は、借金に応じて補填が出る形となっており、問題の解決に繋がっていない。

この仕組みに基づき、価格高騰局面において民間が財源の範囲内で補填を行えば、激変緩和措置としては薄くなり、生産者が困るので、畜種別の経営安定対策でカバーするなど、生産者を救うためのトータルのパッケージを考えていく必要。

(事務局) 第1回検討会の資料でお示ししたとおり、畜産では本制度だけでなく、畜種別の経営安定対策が措置されている。

(日本飼料工業会) 今後、酪農及び肉用牛の近代化を図るための基本方針の議論もなされる中、激変緩和対策を薄くして、今の経営安定対策を手厚くするという考えはないのか。

(事務局) 今でも畜産では入口の激変緩和対策、出口で畜種に応じた経営安定対策が措置されている。現行の仕組みでも、一般的には本制度の補填単価に変化があった場合、算定上、経営安定対策の交付額に反映されるものとする。

(日本飼料工業会) 民間の財源には限界がある中、通常補填に充てるはずだった資金を弾力的に異常補填に使えるようにするのかということを含めて全日基が言ったと思うが、それに対する事務局の回答はその方針で考えていくということでしょうか。

(事務局) さきほどの回答は、当面の異常補填のあり方として、国が民間と同額を補助するという点について回答したもの。安定機構に置く合理性がないのではないかとご指摘については、以前、(一社)全国配合飼料供給安定基金(以下「全農基金」)から「異常補填の民間財源が安定機構に一括管理されていることが、各基金が個別に単価を決定することを妨げている」とのご発言もあったので、財源をどこに置くかはこれから検討・調整することと思っている。仮に通常補填財源から拠出する方式を検討する場合、全農基金、畜産基金はどう考えるか。

(全国畜産配合飼料価格安定基金) 安定機構に個別勘定を設けるにせよ、どちらも同じ考え方だと思う。そういうルールでやるなら、通常基金の中で管理すれば良い。

(全国農業協同組合連合会) 通常補填財源は団体：生産者＝2：1で積んでおり、財源を移すことによってその負担割合を変えたくない。

(事務局) どこに財源を置くかというのは、方向性にご賛同いただいた上で、今後検討していきたい。合意も得られていない中、まだ何も調整できるような状況ではないし、関係部局とも協議していく必要があるが、そのようなご意見があったことは承った。

(全国開拓農業協同組合連合会) 今回の案は3基金で好きにやれと突き放されたような印象だったが、相談しながらやっていくということで理解した。他方、財源を積まなければ畜産基金には誰も加入しなくなる。大きい農家は3基金全てに加入している生産者もあり、基金の対応を天秤にかけられれば、最終的に同じような形にしないと制度が持たない。前進したのは、第3回検討会において畜産基金が「寄れるところは寄りましょう」と言っている中、全農も寄れるところは寄せようとしてくれていること。3つの財布でやるかはまだ決まっていないが、そういうことも議論した上で進めた方が、中間とりまとめは早いのではないかと。

(全国農業協同組合連合会) 私たちは生産者の立場なので、完全な横並びは無理だと思っているが、摺り合わせが大事ということは認識している。

(3) 基金関係団体による意見交換(次回検討会の持ち方について)

(事務局) 事務局案により中間とりまとめとして方向性を決めた後に、最小補填単価や保有水準について議論していくことになると考えている。各基金は、各論を今のうちからこの夏にかけて議論して決めていきたいという考えか。あるいは、中間とりまとめとして事務局案に合意した上で、秋冬に向けて生産者に説明できるように各論を深めていくのか、どちらが適切と考えているか。

(全国農業協同組合連合会) 3基金全て横並びは難しいというのが議論の発端だと思っており、事務局案のようにそれぞれ自由に決められるようにすることは進めて行って良いと思うが、最終的に3基金がそれぞれ結論を出すより、こういう場で具体的に議論するのが良いのではないか。

(全国畜産配合飼料価格安定基金) 基金内で議論ができていないのであくまで私見であるが、中間とりまとめとして公表するならば、論点④～⑧について具体的な数値を収めたものを記載すべき。この案では、何が決まったのかわからないと思う。論点④～⑧について1カ月弱で詰めができるポイントは1つ2つ出てくるはずであり、それを織り込んで中間とりまとめとした方が良い。

(全日本配合飼料価格畜産安定基金) 事務局案には賛同できない。基本的には現行制度から変わっておらず、見直したり得ない。やるべきことは、個別自由に決めていいとマנדートを与えることではなく、現場が混乱しないよう、3基金が共通のルールを予め決めるということ。飼料販売の営業にされないようにすることが必要。失礼ながら、農水省の案は全農の考えに近いと思う。商系の要望についてはほとんど考慮されていない。全日基と畜産基金を合わせれば7割以上のシェアがあるのに、経済的側面から見てもバランスを欠いている。

(事務局) これまでの議論において、全農基金は借入れを行ってでも満額補填を行う、畜産基金は必要に応じて借入れを行う、商系基金は財源の範囲内で補填を行うといったお考えを伺っており、基金によって考え方が大きく異なっている中で、事務局案は各々の考えに基づいて対応を決定できるようにするというもの。次の検討会の持ち方について、畜産基金からは基金内で議論ができていないという発言もあったことを踏まえ、各自事務局案を一旦持ち帰って検討していただき、7月後半頃にでも、第6回検討会を調整させていただく。

(全国畜産配合飼料価格安定基金) 少人数で、担当者レベルの会議をやらないと前に進まないのではないかと。畜産基金は借入れしないというスタンスだが、事務局案を受け入れると基金間で財源格差が生じることは間違いなく、そうなれば当基金の財源を確保するため、下期からでも基金間移動を撤廃することを考える。

(事務局) 担当者レベルでの会議については検討する。

(全日本配合飼料価格畜産安定基金) 論点⑧は早期化したいという点で3基金の意見が一致しており、早くこのルールを決めたい。3基金で議論しろというのではなく、国の方で対案を示してはいかがか。平成25年の算定方式見直しでは当時の飼料需給対策室が見直し案を提示して、関係者と議論のうえ決めたと聞いている。なお、全日基は3年前から早期化する方式の案を提案しており、各基金独自対応という事になれば自前の算定方式でやることもありえる。

(事務局) 事務局としては、あくまで3基金共通の考えに基づいて算定された補填の限度額の範囲内において各基金で決めるということ。税制上の特例の指定を受けるならば、各基金バラバラの考え方で補填を交付するのは審査上、理解を得難いと考えており、あくまで3基金共通の考え方により算出することが前提になると考えている。

(全日本配合飼料価格畜産安定基金)「補填単価は各基金に個別に判断を委ねる」と言っておいて、なぜ単価算定の段階で一律なのか。早期化と損金算入とはどういう関係があるのか。

(事務局) 税制の特例の指定を受けるに当たっては、積立金単価が当該業務計画期間における補填の発動見込みと補填水準や積立金単価とを照らして妥当な水準かどうかの一つのポイントになると思われる。補填単価が異なるとしても、同じ制度なのに3基金で補填の算定方法が異なることは審査上、理解を得られ難い考える。

(全日本配合飼料価格畜産安定基金) なぜ早期化のために算定ルールを見直すことが税制特例の審査基準に抵触するのか、次回の検討会で教えて欲しい。

(事務局) 審査するのは当省ではないことから示すことはできないが、説明の仕方は検討する。

以上